標柱三号から三四九度九分三九秒
一九・一三八メートルの地点　四号
標柱四号から三五一度三〇分二九秒
二五・七六六メートルの地点　五号
標柱五号から一〇度三分四八秒
五・七六九メートルの地点　六号
標柱六号から三一九度八分一六秒
二六・五〇九メートルの地点　七号
標柱七号から三三八度一三分七秒
五・二八二メートルの地点　八号
標柱八号から二一度五分五五秒
六・三一四メートルの地点　九号
標柱九号から一三度五三分一〇秒
三・二三八メートルの地点　十号
標柱十号から二七度四分九秒
五・二三四メートルの地点　十一号
標柱十一号から四〇度二四分二七秒
五・三二五メートルの地点　十二号
標柱十二号から五九度二分二六秒
二・二八二メートルの地点　十三号
標柱十三号から三四度一〇分二七秒
一八・六五〇メートルの地点　十四号
標柱十四号から一三度三五分二秒
六・七二七メートルの地点　十五号
標柱十五号から六度五六分〇秒
六・二六三メートルの地点　十六号
標柱十六号から一一九度三〇分一五秒
一三・〇七四メートルの地点　十七号
標柱十七号から一七〇度四六分四秒
二〇・五五〇メートルの地点　十八号
標柱十八号から二一四度一〇分一七秒
九・九四〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から二八七度五一分三八秒
一一・六〇七メートルの地点　二十号
標柱二十号から二三二度三八分四四秒
一〇・二八九メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一四〇度二七分五八秒
八・〇九九メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一七一度五七分四二秒
九・八一一メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一四二度一一分四秒
二一・八二四メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一六〇度六分三五秒
五・九六四メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から二〇八度五四分二九秒
一一・三二二メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一六三度二五分四五秒
三二・九八四メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一四六度三九分一八秒
一〇・〇八四メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から九八度七分四〇秒
一三・三四七メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一一〇度三八分三七秒
六一・六〇五メートルの地点　三十号
標柱三十号から一七〇度二二分四二秒
四七・七九二メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から八九度五一分三四秒
一〇八・八三〇メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二三二度三三分五三秒
七五・五九九メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二七二度五五分一九秒
八八・三〇〇メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から三〇七度四八分一五秒
五七・五一一メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から四一度四〇分七秒
一〇・八七八メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から三四七度三六分四四秒
二一・五三一メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から三二四度三八分二三秒
一二・〇〇九メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から三〇七度五三分三四秒
二〇・五〇〇メートルの地点　三十九号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字上町屋字
一本木一〇六番一一地内三等三角点二番目山
を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱
一号から二十一号までを順次結んだ線及び標
柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地
の区域（昭和六十二年建設省告示第六百七十
号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から九七度一一分二九秒
九一二・二二一メートルの地点　一号
標柱一号から二九四度八分四二秒
二八・四〇八メートルの地点　二号
標柱二号から二八二度五七分五二秒
二八・五二七メートルの地点　三号

標柱三号から二四一度六分四八秒
一六・五六〇メートルの地点　四号
標柱四号から二八五度二六分九秒
一三・九〇一メートルの地点　五号
標柱五号から三三四度四三分〇秒
二五・九九〇メートルの地点　六号
標柱六号から二六六度三六分四九秒
八四・六四八メートルの地点　七号
標柱七号から二六四度二四分五八秒
一四三・八八三メートルの地点　八号
標柱八号から三〇五度五七分三八秒
一二・六〇二メートルの地点　九号
標柱九号から三五度一一分一九秒
九・五四四メートルの地点　十号
標柱十号から五八度四四分一一秒
九四・九九四メートルの地点　十一号
標柱十一号から七五度〇分五秒
一一五・五三六メートルの地点　十二号
標柱十二号から九六度二六分五八秒
四六・二九三メートルの地点　十三号
標柱十三号から一一二度四七分三八秒
二七・八七七メートルの地点　十四号
標柱十四号から一二九度四分二一秒
二六・〇一九メートルの地点　十五号
標柱十五号から一三八度四八分五一秒
一三・八一九メートルの地点　十六号
標柱十六号から九二度三二分四一秒
二七・〇二七メートルの地点　十七号
標柱十七号から一七六度四一分五三秒
一〇・四一七メートルの地点　十八号
標柱十八号から二一七度五八分〇秒
二一・九四四メートルの地点　十九号
標柱十九号から一七八度七分五六秒
一八・四一〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から一〇九度五六分五秒
二二・八七七メートルの地点　二十一号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字上町屋字
一本木一〇六番一一地内三等三角点二番目山
を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱
一号から二十八号までを順次結んだ線、標柱
二十八号と二十九号を昭和六十二年建設省告
示第六百七十号で指定した土地の境界線に
沿って結んだ線、標柱二十九号から三十二号
までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号
を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一〇二度五四分四五秒
一一九六・九四〇メートルの地点　一号
標柱一号から一九二度二九分一四秒
四・四八六メートルの地点　二号
標柱二号から一七四度三四分二秒
八・六四〇メートルの地点　三号
標柱三号から一五一度五六分二八秒
一・九七三メートルの地点　四号
標柱四号から一四二度三四分二五秒
四・二〇一メートルの地点　五号
標柱五号から一五五度八分一五秒
四・三五〇メートルの地点　六号
標柱六号から一四八度一分三五秒
一・八八八メートルの地点　七号
標柱七号から一四〇度三九分三四秒
二・一一五メートルの地点　八号
標柱八号から一三七度三一分六秒
二・八一六メートルの地点　九号
標柱九号から一二五度三三分三一秒
七・九二七メートルの地点　十号
標柱十号から四一度九分五七秒
一六・一七九メートルの地点　十一号
標柱十一号から一〇五度一九分一秒
八・一三九メートルの地点　十二号
標柱十二号から一九四度五四分六秒
一九・五五六メートルの地点　十三号
標柱十三号から一六五度四九分八秒
一・三四三メートルの地点　十四号
標柱十四号から二二七度三八分七秒
一六・九一八メートルの地点　十五号
標柱十五号から二八七度四四分四一秒
三一・四九九メートルの地点　十六号
標柱十六号から三二一度五四分一三秒
四八・一二一メートルの地点　十七号
標柱十七号から二一三度三一分五四秒
四一・一一二メートルの地点　十八号
標柱十八号から二五八度二六分二四秒
一三・四七三メートルの地点　十九号
標柱十九号から三〇六度二七分三七秒
二二・三八一メートルの地点　二十号